

答申書

平成18年3月17日

甲府市長 宮島 雅展 様

甲府市総合計画審議会
会長 小林 清

(仮称)第五次甲府市総合計画策定の基準となるべき事項について(答申)

平成17年8月2日付け、企発第155号で当審議会に諮問のありました「(仮称)第五次甲府市総合計画の基準となるべき事項」について慎重に審議した結果、適切なものとして答申します。

なお、総合計画の推進にあたっては、当審議会における意見を十分に尊重し、特に次の事項に留意されるよう要望します。

記

今日の社会経済情勢は大きな変革期を迎え、新たな行政運営の展開と自治体の責任が高まるなかで、甲府市が担う役割はますます重要なものとなることを再認識され、市民が主役であることを念頭に、市民と自治体による「自己決定・自己責任」と「協働型社会」の実現を目指し、総合的かつ長期的な展望のもと、効率的な行政を図られることを期待します。

- 1 総合計画の推進にあたっては、常に財政健全化を見通し、経営的な視点と適正な財政推計の基に社会経済情勢の変化に的確かつ柔軟に対応するとともに、総合計画の進行と実績を適切に評価するシステムを確立するなかで、基本構想で掲げた5つの基本目標の諸施策を推進し、都市像実現に努めること。
- 2 市民と行政の役割の明確化を図り、協働型社会のまちづくりを推進するために、積極的な情報の公開・提供と市民参加のための場づくりを進め、市民と行政が一体となった施策の展開に取り組むこと。
- 3 少子高齢化による人口問題や、市民の安全・安心、環境問題など様々な今日的課題に対応するため、縦割り行政の弊害をなくし部門にこだわらない横断的な施策展開を推進すること。
- 4 県都としての都市の再生を図るため、計画的な土地利用を推進し、良好な都市環境と自然環境の形成に努めるとともに、合併の効果を生かす施策の展開と地域の特性に配慮したまちづくりに努めること。